

事務連絡
令和3年3月25日

関係各位

沖縄県子ども生活福祉部
福祉政策課地域福祉推進班

認定特定行為業務従事者認定証の特定行為種別の記載の変更について（その4）

みだしのことについて、経鼻経管栄養の实地研修の類型において、滴下と半固形を区別して記載する必要があることから、令和3年4月1日交付の認定証から、別添のとおり記載することとしましたのでお知らせします。

登録研修機関におかれましては、研修修了証明書に経鼻経管栄養の研修実施について記載する場合は、滴下と半固形を区別して記載していただきますよう、お願いします。

※その他の行為につきましても研修修了証明書への行為の区別（人工呼吸器装着者か否かの別、滴下か半固形かの別）の記載漏れがありますので、忘れずに記載いただきますようお願いいたします。

担当：沖縄県福祉政策課
地域福祉推進班 上原
Tel：098-866-2177
E-mail：miyaramr@pref.okinawa.lg.jp

【おしらせ】 認定特定行為業務従事者認定証（第5号様式（第5条関係）及び第5号様式の2（第5条関係））の特定行為種別の記載について（その4） 令和3年3月25日

みだしのことについて、経鼻経管栄養の实地研修の類型において、滴下と半固形を区別して記載する必要があることから、令和3年4月1日交付の認定証から、下記のとおり記載することとします。（下線部が変更箇所）

記

1 省令別表第一号研修及び省令別表第二号研修（不特定多数の者対象）

- ・口腔内の喀痰吸引
- ・口腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者を含む）※1
- ・鼻腔内の喀痰吸引
- ・鼻腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者を含む）※1
- ・気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ・気管カニューレ内部の喀痰吸引（人工呼吸器装着者を含む）※1
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形を除く）※2
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形を含む）※3
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形）※4
- ・経鼻経管栄養（半固形を除く）※2
- ・経鼻経管栄養（半固形を含む）※3
- ・経鼻経管栄養（半固形）※4

2 省令別表第三号研修（特定の者対象）

- ・口腔内の喀痰吸引
- ・口腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）※1
- ・鼻腔内の喀痰吸引
- ・鼻腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）※1
- ・気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ・気管カニューレ内部の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）※1
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形を除く）※2
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形を含む）※3
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形）※4
- ・経鼻経管栄養（半固形を除く）※2
- ・経鼻経管栄養（半固形を含む）※3
- ・経鼻経管栄養（半固形）※4

※1 人工呼吸器装着者のたんの吸引について実施した場合

※2 滴下のみ実施した場合

※3 滴下と半固形の両方実施した場合

※4 半固形のみ実施した場合

